

第三波 時短要請	京都	大阪		
		①延長前	②延長後	③再延長後
エリア	京都市全域	大阪市北区・中央区	大阪市全域	
業種	接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等） 酒類を提供する飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ、居酒屋、ビアホール、レストラン等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の提供を行う飲食店</li> <li>・接待を伴う飲食店（キャバレー・ホストクラブ等）</li> <li>・政令対象の酒類の提供を行う飲食店（バー・ナイトクラブ・カラオケなど）</li> </ul>		
見込対象件数	-	25,000店	-	-
期間 (開始) (終了)	22日間 12/21(月) 1/11(月)	15日間 11/27(金) 12/11(金)	14日間 12/16(水) 12/29(火)	13日間 12/30(水) 1/11(月)
要請内容	21時までの時短営業	21時までの時短営業		
協力金内容	1店舗当たり4万円/日	最大58万円/店	最大76万円/店	最大72万円/店
申請期間	1/12(火)以降	<a href="#">12/16(水) - 1/29(金)</a>	<a href="#">1/12(火) 以降</a>	
掲載サイト	<a href="#">HP</a>	<a href="#">HP①</a>	<a href="#">HP②③</a>	
要綱資料	<a href="#">要綱</a>	<a href="#">要綱①</a>	<a href="#">要綱②</a>	<a href="#">要綱③</a>